

選挙の投票立会人（18歳～39歳）を募集します

三次市選挙管理委員会では、若い世代の皆さんに積極的に選挙事務に参加していただくことで、政治や選挙に関心を持っていただくため、三次市で行われる選挙の投票立会人（18歳～39歳）を募集します。募集期限はなく、随時、受付していますので、興味・関心のある方はご連絡ください。

★投票立会人とは

選挙の当日、投票時間内に投票所で選挙が公正に行われるよう、投票事務全般を監視することが主な役目です。投票立会人は、三次市内78か所ある各投票所に二人ずつおり、この内の一人になっていただきます。

★応募資格

応募時に18歳から39歳で、三次市内在住の選挙権のある方（三次市に住民登録のある方）

★報酬額

1日につき10,600円（ただし、源泉徴収税額を差し引いた額になります）

★立会時間

投票時間は7時から19時です。

（一部の区域を除きます）

★立会する投票所

原則、ご自身の投票区の投票所です。【「三次市投票所一覧」をご覧ください】

★応募後の流れ

- ① 投票立会人候補者として、投票立会人名簿に登録します。
- ② 選挙が近づいたら都合をうかがいます。高校生の方は、学校の許可が必要です。選挙管理委員会から投票立会人の依頼があったことを学校に届け出て、許可を得てください。
- ③ 投票立会人になっていただきます。

★名簿登録期間

申込書を受け付けた日から令和4年3月31日まで

★応募方法

所定の応募用紙に記入の上，選挙管理委員会へ提出してください。

★その他

- ① 登録者には，選挙が行われるごとに，選挙当日の都合等について確認します。ただし，希望者が多数の場合等，全ての方に従事していただけない場合がありますのでご了承ください。
- ② 三次市外に転出された場合は，登録者になれません。



明るい選挙キャラクター

選挙のめいすいくん

【お問い合わせ・応募先】

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市選挙管理委員会事務局

電話 (0824) 62-6195

ファックス (0824) 62-6289

メール senkyo@city.miyoshi.hiroshima.jp